

事業系ごみは、ごみ集積所には出せません

●事業系ごみって？

オフィス・商店・飲食店・事務所・工場・農場などの「事業所」から出る全ての廃棄物を「事業系ごみ」といいます。

●事業系ごみはなぜ集積所に出せないの？

法の規定により、事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。「家庭から出るごみと内容が変わらない」「量が少ない」としても、ごみ集積所に事業系ごみを出すと「不法投棄」となります。

※不法投棄の罰則「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」

●悪質な廃棄物が出されています

子持地区では、事業系ごみが大量にごみ集積所に排出される事案が発生しています。

- ・廃業した事業者が、大量の事業系ごみを分別せずに集積所に排出した。
- ・建築廃材等を4箇所の集積所に分けて大量に集積所に排出した。

●ルールを守って正しく排出しましょう

渋川市環境美化推進協議会子持地区では、ごみ集積所の管理を行う上で、ルールを守らないごみに注視して活動しています。

極めて悪質な場合には、警察に相談する等の対応も行います。

ごみ収集カレンダーを確認して、正しくごみを排出していただきますようお願いいたします。

渋川市環境美化推進協議会子持地区